

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月26日

【事業年度】 第5期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

【会社名】 地盤ネット株式会社

【英訳名】 Jibannet Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 強

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目7番9号

【電話番号】 03 - 6265 - 1803

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼管理本部長 齊藤 福光

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目7番9号

【電話番号】 03 - 6265 - 1834

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼管理本部長 齊藤 福光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高	(千円)	7,320	29,834	165,608	630,641	1,390,143
経常利益	(千円)	106	542	31,492	176,092	358,533
当期純利益	(千円)	15	319	19,051	96,601	214,656
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	3,000	3,000	50,000	140,000	471,862
発行済株式総数	(株)	60	60	1,000	12,250	5,401,000
純資産額	(千円)	3,015	3,335	69,387	255,988	802,507
総資産額	(千円)	4,212	10,937	121,542	536,634	1,032,755
1株当たり純資産額	(円)	50,266.08	55,599.13	69,387.16	26.12	74.29
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり 当期純利益金額	(円)	266.08	5,333.05	62,462.99	10.93	21.34
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	(円)					19.77
自己資本比率	(%)	71.60	30.50	57.09	47.70	77.71
自己資本利益率	(%)	0.53	10.08	52.39	59.38	40.56
株価収益率	(倍)					114.65
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)			22,268	8,396	84,162
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)			406	15,432	14,442
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)			51,279	186,091	217,089
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)			76,293	255,348	542,157
従業員数 [外、平均臨時雇用員]	(名)	1 []	1 []	14 []	23 []	38 [4]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 消費税等の会計処理については、従来、税込方式によっておりましたが、課税事業者になったことを契機に、第4期より税抜方式となったため、第1期、第2期及び第3期の関連する主要な経営指標等について遡及適用後の数値を記載しております。
4. 当社は、平成20年6月25日設立のため、第1期は平成20年6月25日から平成21年3月31日までとなっております。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
6. 平成23年6月30日付で、株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
7. 平成24年8月29日付で株式1株につき、400株の割合で株式分割を、また平成25年4月1日付で株式1株につき、2株の割合で分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 第1期、第2期、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
9. 第4期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
10. 第1期及び第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
11. 従業員数は、就業人員数であり、[]内は外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。
12. 第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第1期及び第2期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

- 平成20年6月 地盤解析を主たる事業目的とし、埼玉県さいたま市中央区に当社を設立。
- 平成20年6月 「地盤セカンドオピニオン」サービスの提供開始。
- 平成21年10月 本社を東京都江東区に移転。
- 平成22年8月 中部支社を愛知県名古屋市中区栄に開設。
- 平成23年1月 関西支社を大阪府大阪市東淀川区に開設。
- 平成23年2月 地盤品質証明に地耐力計算書を標準セット化。
- 平成23年7月 札幌事務センター（平成23年10月に北海道支社に組織変更）を北海道札幌市北区北7条西に開設。
- 平成23年10月 中部支社を愛知県名古屋市中区丸の内に移転。
- 平成23年11月 本社を東京都中央区に移転。
- 平成23年12月 九州支社を福岡県福岡市博多区に開設。
- 平成24年1月 東北支社を宮城県仙台市青葉区に開設。
- 一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構（東京都江戸川区、平成22年12月設立）の社員の地位（100%）を当社代表取締役山本強、他1名から取得。
- 平成24年4月 関西支社を大阪府大阪市淀川区に移転。
- 平成24年12月 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場。
- 平成25年2月 北海道支社を北海道札幌市北区北16条西に移転。

3 【事業の内容】

当社は、地盤改良工事を行わない地盤解析専門会社として、一般的には、地盤調査、地盤解析、地盤改良工事が同一の事業者により行われているケースが多い中、第三者的立場かつ専門家としての見地から地盤改良工事の要・不要についての判定情報を工務店、住宅設計事務所及びハウスメーカー（以下、工務店等という）に提供し、消費者と地盤改良工事を施工する地盤業者との間に存在する情報格差を解消するという、消費者の視点に立った地盤解析事業を展開しております。

工務店等が住宅を建築する際には、地盤調査を実施し、国土交通省令を始めとする関係法令に基づいて住宅基礎仕様を決める義務があります。また、工務店等には、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）に基づいて、住宅の主要構造部に関して住宅の引渡し日から10年間の瑕疵担保責任が求められております。このため、工務店等は、住宅を建築する際には事前に地盤調査が必要となると共に、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故による損害賠償への備えが必要となります。

当社は、工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書書を有償で提供しております。当社が地盤品質証明書書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、当該住宅の引渡し日から10年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社が工務店等に対し賠償します。

当社の損害賠償の体制につきましては、国内大手保険会社と保険契約を締結することで、損害賠償金の支払いに備えております。さらに、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書書の発行主体とし、また、保険契約上の連名被保険者とするすることで、当社が何らかの理由により損害賠償義務の履行ができなくなった場合でも、工務店等へ損害賠償金の支払いが行われる体制を構築しております。

当社の主力サービスである「地盤セカンドオピニオン」は、戸建住宅を建設する土地に特化した独自のサービスであり、他の地盤調査会社等から「地盤改良工事が必要である」と判定された住宅の地盤調査データに基づき、当社が適正な住宅基礎仕様を判定し、地盤改良工事の要・不要に関する情報を第三者の立場から提供するサービスとなっております。また、「地盤安心住宅システム」は、工務店等から地盤調査を当社で請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書及び地盤品質証明書書の提供に至るまで、地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しており、工務店等にとっては、地盤調査の段階から当社に依頼することで、地盤調査の精度向上に加え、納期の短縮が可能となります。

当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、その中の各種サービス内容を説明します。

(1) 地盤解析サービス

当社は、工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データを解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を提供しております。

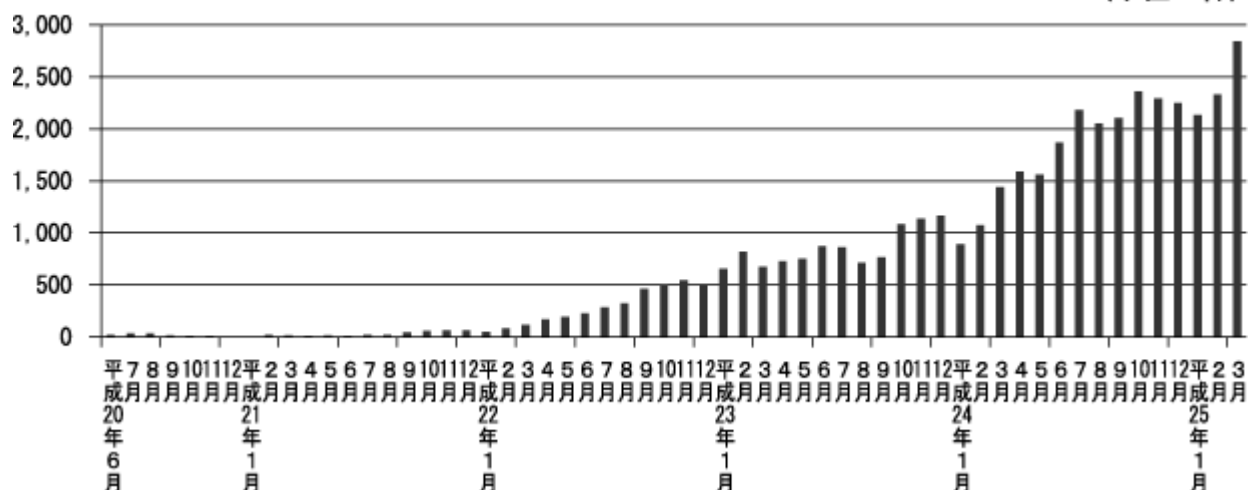
「地盤セカンドオピニオン」では、工務店等が他社で地盤調査を行った結果、地盤改良工事が必要と判定された物件に対し地盤解析のサービスを提供します。この場合、適正な住宅基礎仕様の判定結果の提供までは「無償」のサービスであります。以降の地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供は「有償」のサービスであり、当社の収益源となっております。

一方、「地盤安心住宅システム」は、当社で実施した地盤調査結果を基に、地盤解析のサービスを提供します。この場合も、「地盤セカンドオピニオン」と同様に適正な住宅基礎仕様の判定結果の提供は「無償」のサービスとなりますが、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供は「有償」のサービスとなります。

次のグラフは、当社の住宅基礎仕様の月間判定件数の推移を示しております。当該件数は、判定結果の提供までの「無償」のサービスの件数であり、売上高となる「有償」サービスの件数ではありません。

住宅基礎仕様の判定件数の推移

(単位：件)



(2) 地盤調査サービス

「地盤安心住宅システム」の場合、当社では、工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提出します。当社で実施した地盤調査については、「有償」のサービスとなります。

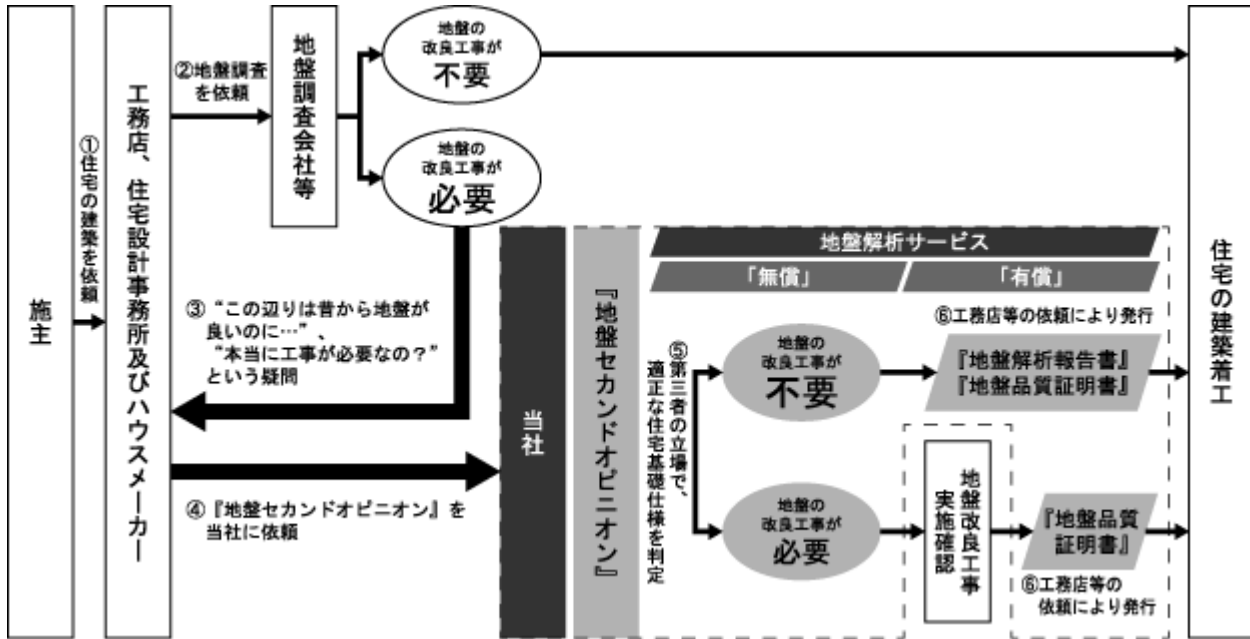
(3) 部分転圧工事サービス等

当社は、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める部分転圧工事を提案する場合があります。この部分転圧工事は、地盤改良工事に比べ安価で実施できるため、施主や工務店等は費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

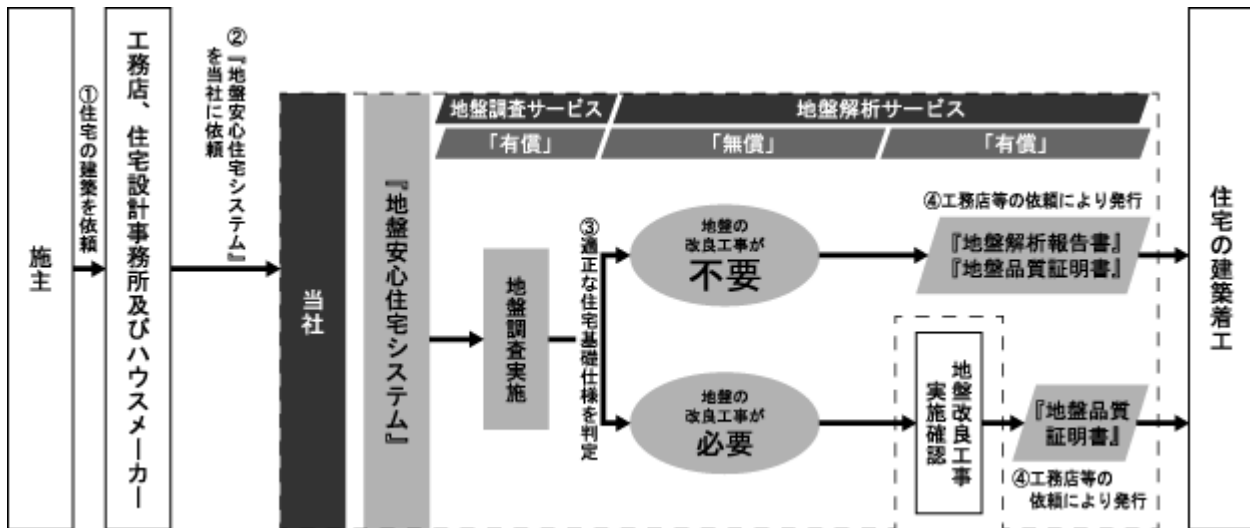
当社では、工務店等からの依頼に基づき、外注先による部分転圧工事を施工し、部分転圧工事後に地盤の再調査を実施した上で、工務店等へ施工完了と再調査結果の報告を行う部分転圧工事サービスを提供しております。当社で実施した部分転圧工事については、「有償」のサービスとなります。

- (注) 1 住宅を建てる際の地盤改良工事とは、敷地面積の大部分で軟弱と評価された住宅地盤に対し、住宅が傾いたり、沈んだりしないよう人工的に地盤の強度を高める工事であります。主な工事の手法として、地中にコンクリート柱や鉄柱を埋めることによって、地盤の強度を高める方法があります。
- 2 当社で行う地盤解析は、住宅が傾く不同沈下等が生じた過去の地盤事故事例を分析し、国土交通省令を始めとする関係法令、ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいて、当社が独自に構築した解析手法・判定プログラムを用いて、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性等を解析し、それぞれの住宅に適した基礎仕様を判定します。
- 判定の際には、工務店等からFAXや電子メールで送られてくる解析対象の地盤調査データ以外にも、現場写真による周辺状況や造成状況等のロケーションが重要な判断材料となります。

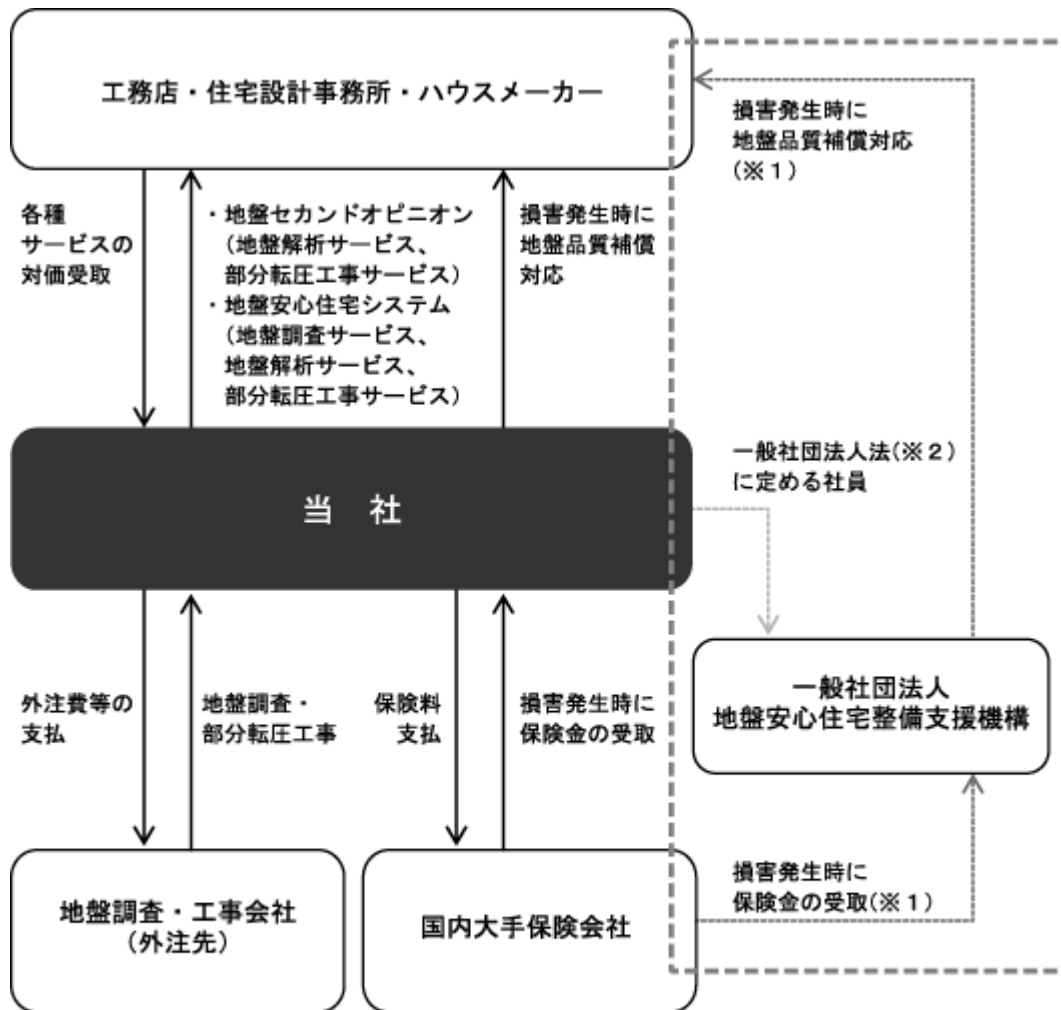
1. 「地盤セカンドオピニオン」の標準的な流れは以下の通りとなります。



2. 「地盤安心住宅システム」の標準的な流れは以下の通りとなります。



[事業系統図]



※1 当社が何らかの理由により損害賠償義務の履行ができなくなった場合、当社に代わり一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構による、工務店等に対する地盤品質補償対応及び国内大手保険会社からの保険金受取が行われます。

※2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を略しております。以下同じ。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38 (4)	34.2	1.1	4,505

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	17
業務部門	16 (4)
全社(共通)	5
合計	38 (4)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、()内は外数で、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算)であります。
2. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
5. 従業員数が当事業年度において15名増加しておりますが、主に業務拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておりませんが、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復旧・復興等により景気が下支えされたものの、欧州を中心とした債務危機による海外景気の悪化等、世界経済の減速による景気後退のリスクも払拭されないことから、依然として先行き不透明な状況が続いております。一方で、政権交代に伴う金融緩和をはじめとした経済財政運営に対する期待感から、過度な円高が修正され株価も回復の兆しが見られました。

当社の事業領域にかかわる住宅市場におきましては、住宅ローンの低金利や政府の住宅取得支援策も後押しとなり、新設住宅着工戸数は緩やかな改善傾向にあり、又、消費税増税を前提とした住宅ローン減税の拡充等が盛り込まれた税制改正大綱が打ち出され、住宅に対する関心が一段と高まっております。

このような環境の下、当社は独自の商品である、公平な立場での地盤高度解析サービス「地盤セカンドオピニオン」を軸とした地盤業界の「見える化」3STEPを推進してまいりました。

STEP1は、地盤改良工事判定物件の無料再解析によりグレーゾーン判定を「見える化」する「地盤セカンドオピニオン」の提供であります。STEP2は、適切な地盤調査と業者選定・育成により地盤調査内容を「見える化」する「地盤安心住宅システム」の提供であります。地盤調査のサービスにおいては、新たな半自動地盤測定機（Ground Pro）の開発も手掛けたことで、より信頼性の高い地盤調査が提供可能になっております。STEP3は、正しい地盤知識の普及と専門家の育成により地盤改良工事の欠陥を「見える化」する「地盤インスペクター」の活用であります。

これらの地盤業界の「見える化」3STEPにより、新規顧客獲得と既存顧客の掘り起こしに注力した結果、取引企業数並びにサービス利用件数は過去最大となり、業績目標を達成することができました。

この結果、当事業年度の売上高は1,390,143千円（前年同期比120.4%増）、営業利益は371,711千円（前年同期比111.4%増）、経常利益は358,533千円（前年同期比103.6%増）、当期純利益は214,656千円（前年同期比122.2%増）となりました。

なお当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントで事業活動を営んでおりますが、サービス別の売上高は以下の通りです。

地盤解析サービス	808,865千円（前年同期比75.2%増）
地盤調査サービス	311,356千円（前年同期比212.2%増）
部分転圧工事サービス等	269,922千円（前年同期比289.8%増）

地盤解析サービスでは、既存顧客からの安定受注確保や新規大手ビルダーの開拓、東京証券取引所への上場による知名度向上等の理由により、当事業年度において受注件数が増加し、前事業年度に比べ売上高が75.2%の増加となりました。

地盤調査サービスでは、大手ビルダーに対して、地盤調査から解析、品質証明までの納期を短縮できる「地盤安心住宅システム」の提案推進により受注件数が増え、前事業年度に比べ売上高が212.2%の増加となりました。

部分転圧工事サービス等では、部分転圧工事の提案推進により受注件数が増え、前事業年度に比べ売上高が289.8%の増加となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の期末残高は542,157千円となり、前事業年度に比べて286,809千円の増加（前年同期比112.4%増）しております。各キャッシュ・フローの状況と増減要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、84,162千円（前年同期比902.4%増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益 358,533千円、仕入債務の増加3,438千円による資金の増加と売上債権の増加188,707千円、法人税等の税金の支払119,403千円による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は14,442千円（前年同期比6.4%減）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出13,150千円による資金の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は217,089千円（前年同期比16.7%増）となりました。これは主に、短期借入による収入150,000千円、株式の発行による収入327,334千円による資金の増加と短期借入金の返済による支出220,000千円による資金の減少によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

(1) 生産実績

当社は、生産活動は行っていないため該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社のサービスは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であります。従って、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)	前年同期比(%)
地盤解析サービス	461,665	220.4	808,865	75.2
地盤調査サービス	99,724	433.9	311,356	212.2
部分転圧工事サービス等	69,251	2,243.7	269,922	289.8
合計	630,641	280.8	1,390,143	120.4

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
タクトホーム株式会社	97,962	15.5	-	-

2. 上記の金額には、消費税等が含まれておりません。

3. 当事業年度のタクトホーム株式会社については、総販売実績に占める割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 販路の拡大

当社は全国に6ヶ所の営業拠点（北海道・東北・関東・中部・関西・九州）を構えておりますが、全国の住宅会社の販売エリアを網羅できているとはいえません。

知名度の向上に伴い、全国の住宅会社・工務店から、当社のサービスを利用したいという要望に対応するため、F C店・代理店・取次店を広く募集し、早期に全国販売網の構築を図ってまいります。

(2) 業務効率化について

現在、当社は成長期にあり受注件数は日々増加し続けております。

これまでも多量の地盤解析業務を効率的に処理するため、独自の業務管理システムを構築してまいりましたが、少数精鋭の体制によって、今後より増大していく受注に対応するために、基幹業務システムへのより積極的な投資が必要と考えております。

(3) 知名度、ブランド力の向上

当社は、昨年12月に東証マザーズに上場しましたが、当社が地盤業界のデファクトスタンダードとなるために、一般消費者や住宅会社・工務店からの認知度をさらに高める必要があると考えております。

特に受注チャネルの拡大には、一般消費者への浸透が重要な課題であると考えており、一般消費者向け住宅雑誌への広告掲載や住宅展示場での相談窓口の開設等、積極的な広報活動により、社会における知名度・ブランド力の向上を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業に関するリスク

特定事業への依存によるリスク

当社は地盤解析サービスを核として事業を展開しております。今後は新たな柱となる事業を育成し、収益力の分散を図ることも検討しておりますが、事業環境の激変、競争の激化、新規参入企業による類似するサービスの出現等により、地盤解析サービスが縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構との関係上のリスク

当社は、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書の発行主体とし、保険契約上の連名被保険者とする提携関係を結ぶことにより、事故対応等の総合的なリスクマネジメント体制を構築しております。当社は一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構の一般社団法人法に定める社員であり、当面関係性に変化が生じる可能性は低いものの、何らかの原因により、提携先との関係が変化するようなことがあれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合によるリスク

地盤調査の実質全戸義務化は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が施行された平成21年10月以降のことであり、地盤調査・改良工事、地盤保証業界はまだまだ玉石混交の状態にあります。その中で当社の成長は、既存の競合企業との競争激化を生み出すこととなりますが、「地盤セカンドオピニオン」を持つ当社の優位性が保てなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理によるリスク

当社はサービス提供にあたり、顧客、施主等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

地盤解析サービスの瑕疵によるリスク

当社は、地盤調査データから、国土交通省令をはじめとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づき、地盤解析を実施し、適正な住宅基礎仕様を判定しております。しかしながら、確認した地盤調査データについて、現在の調査技術においても予見できない原因や過失による地盤解析ミス等により不同沈下等が多数発生した場合には、当社の信用失墜や保険料率高騰等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

損害保険会社との契約について

当社はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、富士火災海上保険株式会社との間で損害保険契約を締結しております。当該保険契約は、当社が地盤解析を行い地盤品質証明書を発行した戸建住宅において、不同沈下等による地盤事故が発生した場合、引渡日より10年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用等を補填するものであります。

しかし、将来においても同等の条件での保険加入が継続できるか、あるいは賠償請求を受けた場合に十分に地盤補修費用が補填されるかについては保証できません。また現状、当該保険契約はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び富士火災海上保険株式会社の2社のみとの契約となっております。

今後は事業の拡大に伴い契約社数を拡大する等、リスクの分散をしていきたいと考えておりますが、当社及び損害保険会社を取り巻く環境の変化等により当該保険契約の継続が困難となった場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境等に関するリスク

事業環境に関するリスク

当社が提供するサービスは、地盤業界（広くは住宅業界）に属しておりますが、我が国の人口・世帯数は減少局面に入っており、今後も住宅着工戸数は緩やかに減少していくものと考えられます。そのため、国内の新設着工戸数の減少による競争激化や地盤関連市場の縮小は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

地盤解析業務に係わる法的規制

地盤解析業務というサービスは法的に規定されたものではなく、将来、何かしらの理由により、地盤解析業務というサービス自体に法的な規制が設けられた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

戸建住宅等の地盤解析基準（地耐力に応じた基礎仕様）が明確なものとなった場合のリスク

当社の地盤解析基準は、国土交通省令を始めとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいておりますが、将来、何かしらの理由により、戸建住宅等の地盤解析基準が明確なものとなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（住宅瑕疵担保履行法）に関するリスク

当社は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づいて、地盤解析事業を行っておりますが、将来、何かしらの理由により、法律の条文や解釈の変更があり、当社の地盤品質証明の意義が薄れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

特定人物への依存について

当社の代表取締役である山本強は、住宅地盤に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉、利益計画の策定・推進等、会社運営の全てにおいて重要な役割を果たしております。

当社は、今後優秀な営業人材や地盤の専門家の採用・育成等、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいりますが、何らかの事情により、同人が当社から離職した場合、または十分な業務執行が困難となった場合には、当社の事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

少人数での組織運営上のリスク

当社は、少人数の組織体制を志向しております。事業の拡大と合わせ、今後、積極的に優秀な人材、特に経験豊富な営業人材及び地盤解析能力の高い人材を確保していき、組織体制をより安定させることに努めてまいりますが、計画通りに人材の確保が出来ない場合や、事業の中核をなす社員に不測の事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、監査役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、提出日現在における新株予約権による平成25年4月1日付の株式分割考慮後の潜在株式数は、780,000株であり、発行済株式総数の7.2%に相当しております。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 保険契約

当社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び富士火災海上保険株式会社と生産物賠償責任保険（PL保険）契約を締結し、地盤品質証明を行った建物が不同沈下した場合の賠償金の支払いに備えております。

契約先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
被保険者	当社、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構、対象業務の発注者
有効期間	建物の引渡しから10年間
支払限度額	1事故：5,000万円 / 年間：10億円
免責金額	なし（縮小填補割合：なし）

契約先	富士火災海上保険株式会社
被保険者	当社、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
有効期間	建物の引渡しから10年間
支払限度額	1事故：5,000万円 / 年間：5億円
免責金額	なし（縮小填補割合：なし）

(2) 地盤品質証明書発行に関する覚書

当社は、一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構を当社と連名での地盤品質証明書の発行主体とし、保険契約上の連名被保険者とする覚書を締結し、事故対応等の総合的なリスクマネジメント体制を構築しております。

契約先	一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構
契約締結日	平成24年6月15日
契約内容	当社と一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は地盤品質証明書を連名で発行する。 当社と一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当社が加入する生産物賠償責任保険（PL保険）において連名で被保険者となる。 当社が何らかの理由により損害賠償義務の履行ができなくなった場合、生産物賠償責任保険（PL保険）の契約者を一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構に変更し、地盤品質証明書の発行先に対する損害賠償金の支払いを含む諸手続を行う。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における流動資産は1,008,127千円(前事業年度末521,897千円)となり、前事業年度に比べ486,229千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が286,809千円、売掛金が144,228千円増加したことによるものであります。また、固定資産は24,628千円(前事業年度末14,737千円)となり、前事業年度に比べ9,891千円増加いたしました。これは主に無形固定資産が11,184千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における流動負債及び固定負債は合計で230,248千円(前事業年度末280,646円)となり、前事業年度に比べ50,398千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が33,852千円増加し、短期借入金が70,000千円、1年内返済予定の長期借入金が5,004千円、長期借入金が26,417千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産802,507千円(前事業年度末255,988千円)となり、前事業年度末に比べ546,518千円増加いたしました。これは主に、当期純利益214,656千円、公募増資及び第三者割当増資により資本金が331,862千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度において、積極的な広告活動や株式上場による知名度上昇により、地盤解析の件数が増加し、また、「地盤安心住宅システム」の導入や部分転圧工事の提案を推し進めた結果、地盤調査サービス、部分転圧工事サービス等の件数が増加しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,390,143千円(前年同期比120.4%増)となりました。

(営業利益)

売上原価は、601,254千円(前年同期比124.5%増)となりました。主な要因としましては、解析の件数増加による支払保険料の増加や調査・転圧工事等の件数増加によって外注費の増加したことによるものであります。

販売費及び一般管理費は、417,177千円(前年同期比123.0%増)となりました。主な要因としましては、人員の増加による人件費の増加や広告活動による広告宣伝費の増加によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は371,711千円(前年同期比111.4%増)となりました。

(経常利益)

営業外収益は、1,017千円(前年同期比33.8%減)となりました。主なものは、受取利息69千円でありませ

ず。営業外費用は、14,195千円(前年同期比1,028.4%増)となりました。主なものは、株式交付費4,527千円、株式公開費用8,824千円であります。

この結果、当事業年度の経常利益は358,533千円(前年同期比103.6%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は40.1%となっております。

この結果、当事業年度の当期純利益は214,656千円(前年同期比122.2%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当期のキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが84,162千円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローが14,442千円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが217,089千円のプラスとなりました。

この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度から286,809千円(112.3%増)増加して、542,157千円となりました。

詳細は、「第2 事業の状況、1 業績等の概要」に記載の通りです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の地盤解析サービスは、国土交通省令を始めとする関係法令ならびに日本建築学会等の各種団体が示す指針及び住宅瑕疵担保責任保険法人による設計施工基準に基づいて、提供されるサービスであります。したがって、これらの法令等が改変され、戸建住宅等の地盤解析基準が明確なものとなった場合には、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

また、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の条文や解釈の変更があり、当社の地盤品質証明の意義が薄れた場合、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、営業管理及び業務管理の効率化を目的とした業務管理システムの導入を行っており、総額14,133千円の設備投資を実施しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	2,003	1,244	13,147	16,395	20 [-]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント情報について、当社は地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
 4. 上記本社設備を含め、他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借設備	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社機能	建物	173.00	7,408
北海道支社 (北海道札幌市北区)	支社機能	建物	72.29	524
中部支社 (愛知県名古屋市中区)	支社機能	建物	36.01	1,372
関西支社 (大阪府大阪市淀川区)	支社機能	建物	86.65	1,467

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,600,000
計	19,600,000

(注) 平成25年3月13日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は19,600,000株増加し、39,200,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,401,000	10,802,000	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。
計	5,401,000	10,802,000		

(注) 1. 発行済株式数のうち24,000株は現物出資(借入金の株式化 3,000千円)によるものであります。
 2. 平成25年3月13日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。これにより株式数は、5,401,000株増加し、発行済株式総数は10,802,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成23年6月30日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第1回新株予約権は次のとおりであります。

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	500	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000(注)1、2	400,000(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)1、3	50(注)3、5
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成33年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100(注)1、3 資本組入額 50(注)1、3	発行価格 50(注)3、5 資本組入額 25(注)3、5
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は400株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は当該分割調整後の内容となっております。
- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。
調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$
- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。
- 5 平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を、また平成25年4月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は800株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は当該分割調整後の内容となっております。

平成23年6月30日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第2回新株予約権は次のとおりであります。

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1、2	80,000(注)2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)1、3	50(注)3、5
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から 平成33年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100(注)1、3 資本組入額 50(注)1、3	発行価格 50(注)3、5 資本組入額 25(注)3、5
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は400株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は当該分割調整後の内容となっております。
- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
- また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。
調整後行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$
- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- (3) 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。
- 5 平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を、また平成25年4月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は800株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は当該分割調整後の内容となっております。

平成24年3月28日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第3回新株予約権は次のとおりであります。

区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	430	375(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	172,000(注)1、2、3	300,000(注)1、3、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2、4	50(注)4、6
新株予約権の行使期間	平成26年3月29日から 平成33年6月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100(注)2、4 資本組入額 50(注)2、4	発行価格 50(注)4、6 資本組入額 25(注)4、6
新株予約権の行使の条件	(注)5	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

- 平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は400株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は当該分割調整後の内容となっております。

- 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。
- 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

- 平成24年8月29日付で株式1株につき400株の割合で株式分割を、また平成25年4月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式数は800株となります。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は当該分割調整後の内容となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月25日 (注)1	60	60	3,000	3,000		
平成22年9月15日 (注)2	140	200	7,000	10,000		
平成23年1月11日 (注)3	800	1,000	40,000	50,000		
平成23年6月30日 (注)4	9,000	10,000		50,000		
平成23年10月14日 (注)5	2,250	12,250	90,000	140,000		
平成24年8月29日 (注)6	4,887,750	4,900,000		140,000		
平成24年12月20日 (注)7	384,000	5,284,000	254,361	394,361		
平成25年1月21日 (注)8	117,000	5,401,000	77,500	471,862		

- (注) 1 会社設立 発行価格 50千円 資本組入額 50千円
 2 株主割当増資 発行価格 50千円 資本組入額 50千円
 3 有償第三者割当増資 発行価格 50千円 資本組入額 50千円
 割当先 Jibannet Pte.Ltd.(現Houseepo Pte.Ltd.)
 4 株式分割(1:10)による増加であります。
 5 有償第三者割当増資 発行価格 40千円 資本組入額 40千円
 割当先 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合
 西武しんきんキャピタル企業投資1号投資事業有限責任組合
 三生5号投資事業有限責任組合
 6 株式分割(1:400)による増加であります。
 7 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 720円
 引受価額 662.4円
 資本組入額 662.4円
 8 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 発行価格 662.4円
 資本組入額 662.4円
 割当先 野村証券株式会社
 9 平成25年4月1日付をもって1株を2株に株式分割し、5,401,000株が増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		5	9	17	9	2	2,428	2,470	
所有株式数(単元)		2,200	980	81	17,718	7	33,013	53,999	1,100
所有株式数の割合(%)		4.07	1.81	0.15	32.81	0.00	61.14	100.00	

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山本 強	千葉県八千代市	1,650,000	30.55
HOUSEEPO PTE.LTD. (常任代理人 山本 強)	10 Anson Road #14-06 International Plaza Singapore (千葉県八千代市)	1,200,000	22.22
Asia Web Media Pte.Ltd. (常任代理人 山崎 友揮)	10 Anson Road #21-07 International Plaza Singapore (東京都千代田区)	540,100	10.00
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1-7-17	400,000	7.41
西武しんきんキャピタル企業投資1号投資事業有限責任組合	東京都中野区中野2-29-10	300,000	5.55
三生5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋本町1-9-2	200,000	3.70
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目2 10	100,500	1.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	港区浜松町2丁目1番3号	73,700	1.36
齊藤 福光	東京都大田区	70,000	1.30
松木 大輔	東京都文京区	30,000	0.56
計		4,564,300	84.51

(注) 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 73,700株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,399,900	53,999	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,100		
発行済株式総数	5,401,000		
総株主の議決権		53,999	

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月30日の取締役会及び平成24年3月28日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成23年6月30日取締役会）

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第2回新株予約権（平成23年6月30日取締役会）

決議年月日	平成23年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第3回新株予約権（平成24年3月28日取締役会）

決議年月日	平成24年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員16名となっております。

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、下記の対象者に対してストックオプションとしての新株予約権を発行すること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することが平成25年6月26日の定時株主総会において決議されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役、監査役及び従業員とする。(具体的な付与対象者については今後決定する予定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	取締役及び従業員に割り当てる新株予約権の数の上限は100,000株とし、このうち、当社の取締役に割り当てる新株予約権の数の上限は50,000株とする。 監査役に割り当てる新株予約権の数の上限は30,000株とする。 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。(注) 2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過した日から平成32年6月25日までとする。ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認められるものとする。 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	

組織再編成行為に伴う新株予約権の
 交付に関する事項

(注) 3

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記(7)に準じて決定する。

増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(5)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記(8)に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末日を基準日として、年1回の配当を実施していく方針であります。

当社は、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営の重要施策のひとつとして位置付けており、業績に連動した配当性向20%を目処とする配当を予定しております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年6月26日 定時株主総会決議	43,208	8.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)					5,340 2,670
最低(円)					1,411 706

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。
2 当社株式は、平成24年12月21日付で東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)			2,702	5,110	4,285	5,340 2,670
最低(円)			1,411	2,181	2,603	2,980 1,490

- (注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。
2 当社株式は、平成24年12月21日付で東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		山本 強	昭和41年6月26日生	平成2年4月 平成6年10月 平成9年7月 平成19年1月 平成19年7月 平成20年6月 平成22年10月 平成22年12月 平成24年1月 三洋証券株式会社入社 株式会社アイフルホームテクノロ ジー（現株式会社LIXIL住宅研究 所）入社 アメリカンホームシールドジャパ ン株式会社（現ジャパンホーム シールド株式会社）入社 同社営業統括本部長 ハウス・エゴ株式会社（現株式会 社エゴシステム）設立 代表取締 役社長 当社設立 代表取締役社長就任 （現任） Jibannet Pte.Ltd.（現 Houseepo Pte.Ltd.）設立 Director（現任） 一般社団法人地盤安心工務店（現 一般社団法人地盤安心住宅整備支 援機構）設立 代表理事就任 同法人代表理事退任	(注)2	3,300,000
取締役 CFO	管理本部長	齊藤 福光	昭和44年4月11日生	平成7年4月 平成11年4月 平成15年2月 平成16年3月 平成18年4月 平成23年6月 平成23年10月 株式会社三和銀行（現株式会社三 菱東京UFJ銀行）入行 同行資金証券為替部バイスプレジ デント ビムコジャパンリミテッド入社 同社金融法人部門バイスプレジデ ント 日本震災パートナーズ株式会社 （現SBI少額短期保険株式会社）取 締役CFO就任 当社取締役CFO就任 当社取締役CFO兼管理本部長（現 任）	(注)2	140,000
取締役 COO		野村 政博	昭和31年9月27日生	昭和52年4月 平成10年10月 平成13年3月 平成16年4月 平成24年10月 平成25年6月 トーヨーサッシ株式会社入社 トステム前橋株式会社 粕川工場 取締役工場長 トステム一関株式会社 取締役工 場長 ジャパンホームシールド株式会社 代表取締役 一般社団法人地盤安心住宅整備支 援機構 代表理事 当社取締役COO就任（現任）	(注)4	
取締役	業務本部長	平野 圭一	昭和57年7月7日生	平成17年4月 平成20年6月 平成21年12月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年10月 平成24年1月 平成24年5月 株式会社日産フィナンシャルサー ビス入社 ブルデンシャル生命保険株式会 社入社 株式会社ONE入社 当社入社 当社取締役就任 当社取締役業務本部長 当社取締役営業統括本部長 当社取締役業務本部長（現任）	(注)2	
取締役	営業統括 本部長	田中 誠	昭和42年4月14日生	平成2年4月 平成10年1月 平成23年9月 平成23年10月 平成24年1月 平成24年5月 平成24年6月 三洋証券株式会社入社 ブルデンシャル生命保険株式会 社入社 同社東京第二支社第4営業所所長 当社入社 営業統括本部長 当社東京営業部長 当社営業統括本部長（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)2	

監査役 (常勤) (注) 1		中 野 鍾	昭和20年 5月 2日生	昭和44年 3月 平成15年 3月 平成18年 1月 平成23年 3月	日本生命保険相互会社入社 ニッセイキャピタル株式会社常勤 監査役就任 株式会社キャリアブレイン常勤監 査役就任 当社監査役就任(現任)	(注) 3	
----------------------	--	-------	--------------	--	--	-------	--

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 1		松 木 大 輔	昭和52年12月23日生	平成17年10月 平成17年10月 平成23年 6 月 平成24年 4 月	弁護士登録（東京弁護士会所属） 角家・江木法律事務所入所 当社監査役就任（現任） 松木法律事務所開設（現任）	(注) 3	60,000
監査役 (注) 1		樋 口 俊 輔	昭和50年 4 月21日生	平成13年10月 平成19年 1 月 平成21年 4 月 平成23年 6 月 平成23年12月	新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 株式会社樋口会計事務所入所 税理士法人樋口税務事務所代表社員に就任（現任） 当社監査役就任（現任） マルマン株式会社監査役就任（現任）	(注) 3	
計							3,500,000

- (注) 1 . 監査役中野鍾、松木大輔及び樋口俊輔は、社外監査役であります。
- 2 . 取締役の任期は平成24年 8 月29日の臨時株主総会終結の時から平成26年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 . 監査役の任期は平成24年 8 月29日の臨時株主総会終結の時から平成28年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 . 取締役の任期は平成25年 6 月26日の定時株主総会終結の時から平成26年 3 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業クオリティの向上を目指しています。

この目的を永続的に高い再現性を持って実現しつづけるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

イ．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役5名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ．監査役、監査役会

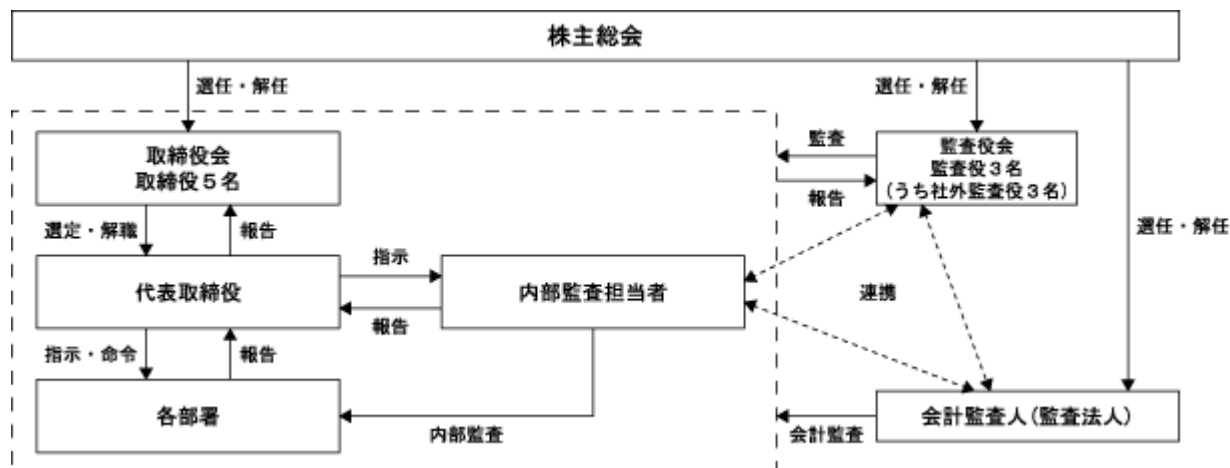
当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ．内部監査

当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者2名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



2) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、内部統制システムの基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他役員、社員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、社会利益貢献と法令遵守をしながら、企業活動を運営することとしております。

具体的には「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「インサイダー取引防止規程」、「文書管理取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「労働時間管理細則」、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき、1) 会社の機関の基本説明 口・監査役、監査役会 ハ・内部監査に記載のとおり監査を実施しております。

会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査担当者が参加の上、三者ミーティングを定期的で開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、経理総務部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

また、日々営業の進捗度合いについて、営業担当の役員から全社員に対し報告が行われ、速やかに今後の営業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外監査役 中野 鍾、松木 大輔（弁護士）及び 樋口 俊輔（公認会計士）の間には、監査役松木 大輔による当社株式60,000株の所有と監査役中野 鍾宛40,000株分、松木 大輔宛20,000株分、樋口 俊輔宛20,000株分の新株予約権の付与を除く他、人的・資本的關係、取引關係及びその他利害關係はありません。

当社が社外監査役に期待する機能及び役割につきましては、大手企業での監査経験、企業法務及び会社財務等の専門的な知見を有する社外監査役で構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することであります。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。社外監査役が取締役の職務の執行を客観的な立場から監視する役割を担うとともに、各人の専門性が監督機能の強化に貢献していることから、経営監視機能が十分に機能する体制であるため現状の体制としております。

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしておりますので、社外役員3名全員を東京証券取引所の定める独立役員としております。

社外取締役等の人的關係、資本的關係または取引關係その他の利害關係の概要

当社は、社外監査役との間には、特別な利害關係はありません。

役員報酬の内容

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	58,500	58,500				4
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	9,600	9,600				3

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、平成24年6月26日開催の定時株主総会において年額100,000千円以内と定められております。
- 2 監査役の報酬限度額は、平成24年6月26日開催の定時株主総会において年額20,000千円以内と定められております。

2) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

4) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、役員に対する報酬等の額を、平成25年6月26日開催の第5期定時株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で、役位、立場、役割、会社への貢献度等を勘案して決定しております。

平成25年6月26日開催の第5期定時株主総会で決議された報酬限度額は、取締役については年額300,000千円以内、監査役については年額60,000千円以内となっております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松本保範氏及び沼田敦士氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士2名、その他4名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する最低責任限度額としております。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,500	1,050	11,800	1,950

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制報告制度に関する助言・指導業務及び上場準備に関する助言指導業務であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式公開準備に関する業務及びコンフォート・レター作成業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	255,348	542,157
受取手形	5,911	50,390
売掛金	223,692	367,920
仕掛品	2,609	5,342
貯蔵品	1,472	994
前払費用	24,542	33,539
繰延税金資産	8,482	16,569
その他	5,108	2,166
貸倒引当金	5,269	10,954
流動資産合計	521,897	1,008,127
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,423	2,823
減価償却累計額	244	820
建物(純額)	2,179	2,003
工具、器具及び備品	2,279	2,863
減価償却累計額	513	1,573
工具、器具及び備品(純額)	1,766	1,290
有形固定資産合計	3,945	3,293
無形固定資産		
ソフトウェア	1,962	13,147
無形固定資産合計	1,962	13,147
投資その他の資産		
破産更生債権等	346	663
長期前払費用	328	122
敷金	7,959	8,055
その他	541	10
貸倒引当金	346	663
投資その他の資産合計	8,828	8,187
固定資産合計	14,737	24,628
資産合計	536,634	1,032,755

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,120	55,558
短期借入金	70,000	-
1年内返済予定の長期借入金	5,004	-
未払金	20,096	20,944
未払費用	6,607	5,758
未払法人税等	77,347	111,200
未払消費税等	16,313	22,036
前受金	1,365	-
預り金	1,911	6,029
賞与引当金	3,463	8,721
流動負債合計	254,229	230,248
固定負債		
長期借入金	26,417	-
固定負債合計	26,417	-
負債合計	280,646	230,248
純資産の部		
株主資本		
資本金	140,000	471,862
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	115,988	330,644
利益剰余金合計	115,988	330,644
株主資本合計	255,988	802,507
純資産合計	255,988	802,507
負債純資産合計	536,634	1,032,755

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	630,641	1,390,143
売上原価	267,773	601,254
売上総利益	362,867	788,889
販売費及び一般管理費	187,054	417,177
営業利益	175,813	371,711
営業外収益		
受取利息	811	69
助成金収入	540	-
その他	185	948
営業外収益合計	1,536	1,017
営業外費用		
支払利息	552	835
株式交付費	690	4,527
株式公開費用	-	8,824
その他	15	8
営業外費用合計	1,258	14,195
経常利益	176,092	358,533
税引前当期純利益	176,092	358,533
法人税、住民税及び事業税	82,313	151,963
法人税等調整額	2,822	8,086
法人税等合計	79,490	143,877
当期純利益	96,601	214,656

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		11,190	4.2	34,956	5.8
経費		255,986	95.8	569,031	94.2
計		267,176	100.0	603,987	100.0
期首仕掛品たな卸高		3,206		2,609	
合計		270,383		606,597	
期末仕掛品たな卸高		2,609		5,342	
当期売上原価		267,773		601,254	

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	188,802	459,241
保険料	52,863	82,526

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,000	140,000
当期変動額		
新株の発行	90,000	331,862
当期変動額合計	90,000	331,862
当期末残高	140,000	471,862
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	19,387	115,988
当期変動額		
当期純利益	96,601	214,656
当期変動額合計	96,601	214,656
当期末残高	115,988	330,644
株主資本合計		
当期首残高	69,387	255,988
当期変動額		
新株の発行	90,000	331,862
当期純利益	96,601	214,656
当期変動額合計	186,601	546,518
当期末残高	255,988	802,507
純資産合計		
当期首残高	69,387	255,988
当期変動額		
新株の発行	90,000	331,862
当期純利益	96,601	214,656
当期変動額合計	186,601	546,518
当期末残高	255,988	802,507

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	176,092	358,533
減価償却費	810	3,601
賞与引当金の増減額（ は減少）	2,043	5,257
貸倒引当金の増減額（ は減少）	2,578	6,000
受取利息	811	69
支払利息	552	835
株式交付費	690	4,527
株式公開費用	-	8,824
売上債権の増減額（ は増加）	197,938	188,707
たな卸資産の増減額（ は増加）	856	2,255
前払費用の増減額（ は増加）	21,492	8,996
仕入債務の増減額（ は減少）	38,709	3,438
未払金の増減額（ は減少）	11,062	2,140
未払消費税等の増減額（ は減少）	16,313	5,722
その他	4,978	5,478
小計	32,733	204,332
利息の受取額	811	69
利息の支払額	552	835
法人税等の支払額	24,595	119,403
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,396	84,162
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,702	983
無形固定資産の取得による支出	2,016	13,150
敷金の差入による支出	8,570	1,037
敷金及び保証金の回収による収入	-	197
貸付けによる支出	20,000	-
貸付金の回収による収入	20,000	-
その他	142	531
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,432	14,442
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	80,000	150,000
短期借入金の返済による支出	10,000	220,000
長期借入れによる収入	30,000	-
長期借入金の返済による支出	3,219	31,421
株式公開費用の支出	-	8,824
株式の発行による収入	89,310	327,334
財務活動によるキャッシュ・フロー	186,091	217,089
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	179,055	286,809
現金及び現金同等物の期首残高	76,293	255,348
現金及び現金同等物の期末残高	255,348	542,157

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・3～15年

工具、器具及び備品・・・5～6年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により換算し、為替差額は損益として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	200,000千円
借入実行残高	50,000	
差引額		200,000

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
広告宣伝費	28,167千円	66,430千円
役員報酬	29,250	68,100
給料手当	41,193	96,610
法定福利費	9,420	19,653
旅費交通費	14,298	31,130
減価償却費	810	3,601
支払報酬	26,118	41,446
貸倒引当金繰入額	2,578	6,000
賞与引当金繰入額	2,503	7,125

おおよその割合

販売費	26%	26%
一般管理費	74%	74%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000	11,250		12,250

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	9,000株
第三者割当増資による増加	2,250株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権						

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,250	5,388,750		5,401,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	4,887,750株
公募増資による増加	384,000株
第三者割当増資による増加	117,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	43,208	8.00	平成25年3月31日	平成25年6月27日

(3) 当事業年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金	255,348千円	542,157千円
現金及び現金同等物	255,348千円	542,157千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に事務所の賃借に伴う敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利による調達を行っています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	255,348	255,348	
(2) 受取手形	5,911	5,911	
(3) 売掛金	223,692	223,692	
(4) 敷金	7,959	7,942	17
資産計	492,911	492,893	17
(1) 買掛金	52,120	52,120	
(2) 未払金	20,096	20,096	
(3) 短期借入金	70,000	70,000	
(4) 未払法人税等	77,347	77,347	
(5) 未払消費税等	16,313	16,313	
(6) 長期借入金()	31,421	31,517	96
負債計	267,299	267,396	96

() 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	542,157	542,157	-
(2) 受取手形	50,390	50,390	-
(3) 売掛金	367,920	367,920	-
(4) 敷金	8,055	8,051	3
資産計	968,523	968,519	3
(1) 買掛金	55,558	55,558	-
(2) 未払金	20,944	20,944	-
(3) 短期借入金	-	-	-
(4) 未払法人税等	111,200	111,200	-
(5) 未払消費税等	22,036	22,036	-
(6) 長期借入金	-	-	-
負債計	209,739	209,739	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金の時価については、回収時期を合理的に見積もった期間に応じたリスクフリーレートで、回収予定額を割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	255,348	-	-	-
受取手形	5,911	-	-	-
売掛金	223,692	-	-	-
敷金	-	7,959	-	-
合計	484,951	7,959	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	542,157	-	-	-
受取手形	50,390	-	-	-
売掛金	367,920	-	-	-
敷金	-	8,055	-	-
合計	960,468	8,055	-	-

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	70,000	-	-	-	-	-
長期借入金	5,004	5,361	5,004	5,004	5,004	6,044

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上原価	- 千円	- 千円
販売費及び一般管理費	- 千円	- 千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社監査役 3名	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 200,000株	普通株式 40,000株	普通株式 196,000株
付与日	平成23年 6月30日	平成23年 6月30日	平成24年 3月28日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成25年 7月 1日から 平成33年 6月29日まで	平成25年 7月 1日から 平成33年 6月29日まで	平成26年 3月29日から 平成33年 6月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成24年 8月29日付株式分割(1株につき400株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	200,000	40,000	196,000
付与	-	-	-
失効	-	-	24,000
権利確定	-	-	-
未確定残	200,000	40,000	172,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成24年8月29日付株式分割(1株につき400株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	100	100	100
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-

(注) 平成24年8月29日付株式分割(1株につき400株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は純資産方式の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りには困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度における本源的価値の合計額

前事業年度	当事業年度
- 円	- 円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額

前事業年度	当事業年度
- 円	- 円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	2,134千円	4,399千円
賞与引当金	1,509	3,315
未払事業税	4,838	8,603
資産除去債務	110	375
その他	-	488
繰延税金資産小計	8,593	17,180
評価性引当額	110	611
繰延税金資産合計	8,482	16,569

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に計上されない項目	0.2	0.4
住民税均等割	0.6	0.5
留保金課税	3.1	2.1
税率変更による期末繰延資産の減額修正	0.3	-
雇用促進税による税額控除	-	1.1
その他	0.2	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1	40.1

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、地盤解析を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高および貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
タクトホーム株式会社	97,962

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦における売上高及び有形固定資産の金額が、それぞれ損益計算書の売上高および貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び 個人株 主	山本 強			当社 代表取締役社 長	(被所有) 直接41.8 間接 24.5	資金の貸付	資金の貸付 資金の回 収 利息の 受取 (注)1	20,000 20,000 784		
						債務の被 保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)2	101,421		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に利率を決定しております。

2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	26.12円	74.29円
1株当たり当期純利益金額	10.93円	21.34円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	-	19.77円

(注)1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は平成24年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しているため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 当社は、平成24年8月29日付けで株式1株につき400株の割合で株式分割を、また平成25年4月1日付けで株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	96,601	214,656
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	96,601	214,656
普通株式の期中平均株式数(株)	8,836,000	10,057,392
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	800,049
(うち新株予約権(株))	(-)	(800,049)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数1,090個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	255,988	802,507
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	255,988	802,507
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	9,800,000	10,802,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割について

当社は、平成25年3月13日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的として、次の株式分割を行っております。

(1) 株式分割の割合及び時期

平成25年4月1日付をもって平成25年3月31日を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式数を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数 普通株式 5,401,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響は、「1株当たり情報に関する注記」に反映されております。

2. ストックオプションについて

(当社取締役、監査役及び従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の割当)

当社は、平成25年6月26日開催の第5回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとしての新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

(1) 新株予約権発行の目的

当社取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値を高めることを目的としております。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

(3) 新株予約権の目的となる株式の数 130,000株（上限）

(4) 新株予約権の総数 130,000個（上限）

(5) 新株予約権の発行価格 無償

(6) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役及び従業員

(7) 新株予約権の行使に関して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.01を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）といたします。

ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値といたします。

(8) 新株予約権の行使期間

割当日後2年を経過した日から平成32年6月25日までといたします。

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日といたします。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(10) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

(11) その他の行使条件の内容

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

3. 子会社設立について

当社は、平成25年6月12日開催の定時取締役会において、子会社設立に関する詳細を決議いたしました。

(1) 設立の目的

当社は、成長著しいアジア地域においても事業拡大を目指しておりますが、アジアにおける住宅地盤関連情報の収集及び各種マーケティング活動を推進する目的で、ベトナムに子会社を設立することといたしました。

(2) 子会社の概要

- ・ 商号 JIBANNET ASIA CO., LTD.
- ・ 所在地 ベトナム国ホーチミン市内
- ・ 設立年月日 平成25年7月（予定）
- ・ 事業内容 住宅地盤関連情報の収集及び各種マーケティング活動
- ・ 資本金 20億VND（約10百万円）
- ・ 出資比率 当社100%

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 帳簿価額 (千円)
有形固定資産							
建物	2,423	400		2,823	820	575	2,003
工具、器具及び備品	2,279	583		2,863	1,573	1,060	1,290
有形固定資産計	4,702	983		5,686	2,393	1,636	3,293
無形固定資産							
ソフトウェア	2,016	13,150		15,166	2,018	1,965	13,147
無形固定資産計	2,016	13,150		15,166	2,018	1,965	13,147
長期前払費用	775		432	343	220	182	122

(注) 当期の増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 業務管理システム 13,150千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	70,000			
1年以内に返済予定の長期借入金	5,004			
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	26,417			
合計	101,421			

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,616	11,271		5,269	11,617
賞与引当金	3,463	8,721	3,463		8,721

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	193
預金	
普通預金	541,964
合計	542,157

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アイディホーム(株)	17,027
(株)秀光ビルド	15,941
(株)ホーク・ワン	13,101
一建設(株)	4,319
合計	50,390

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成25年4月満期	16,323
平成25年5月満期	16,301
平成25年6月満期	14,609
平成25年7月満期	3,155
合計	50,390

売掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アイディホーム(株)	42,930
タクトホーム(株)	40,902
(株)三栄建築設計	36,583
(株)秀光ビルド	20,133
(株)ホーク・ワン	19,193
その他	208,177
合計	367,920

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
223,692	1,459,651	1,315,422	367,920	78.1	74

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

仕掛品

区分	金額(千円)
調査解析等仕掛案件	5,342
合計	5,342

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)FORT	16,414
(株)双光テクノス	10,195
ロボス(株)	4,779
(株)JFDエンジニアリング	3,891
テクノハーツ(株)	2,740
その他	17,537
合計	55,558

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	73,663
未払住民税	14,901
未払事業税	22,635
合計	111,200

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)		606,315	989,940	1,390,143
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)		152,601	237,043	358,533
四半期(当期)純利益金額 (千円)		87,022	135,179	214,656
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		8.88	13.75	21.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)		5.34	4.87	7.65

- (注) 1. 当社は、第5期第2四半期から四半期財務諸表を作成しているため、第1四半期に係る四半期情報については記載しておりません。
2. 当社は、平成24年8月29日付けで株式1株につき400株の割合で株式分割を、また平成25年4月1日付けで株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://jibannet.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)平成24年11月16日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成24年12月4日及び平成24年12月12日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第5期第3四半期(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)平成25年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書平成25年4月19日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月26日

地盤ネット株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼 田 敦 士

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている地盤ネット株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネット株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、地盤ネット株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、地盤ネット株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。